

特定健診を もつとよく知るための

Q & A

◇よくある質問編

Q 心電図検査などは受けられるの？

A すべての方ではなく、前年度の健診結果によって決まります。

心電図検査・眼底検査・貧血検査は、前年度の健診結果の数値などから、国の定める要件に該当する人のみが医師の判断により受診することになります。

国の定める要件に該当する方には、受診券にシールが貼ってあります。

Q 健診を受けなくても、自分で気をつけられないのでは？

A いいえ、自覚症状がないメタボ対策には健診がぜひとも必要です。メタボの状態では自覚症状がほとんど出ないため、健診による発見が必要です。内臓脂肪型肥満の危険性を知り、生活習慣を変えて生活習慣病の進行、悪化を食い止めることが特定健診の目的です。

Q 特定健診を受けないとどうなりますか？

A 納めていただいている国保税が高くなる可能性があります。

皆さんが特定健診を毎年受診することは、ご自身の健康状態を確認し、生活習慣病等を予防するためでもありますし、結果として医療費の抑制となり国保財政を安定化させることにもつながります。

しかし、皆さんの受診が少なく受診率等が国の目標に達しない場合には、医療保険者にペナルティとして後期高齢者医療制度への「支援金」の加算が検討されています。この措置は、国保税の引き上げにもつながりかねないものです。

健診を受けることは健康管理への第一歩。自分の健康状態を知り生活習慣を見直すためにも、年1回の特定健診を必ず受診しましょう。

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

国民年金 Q & A

Q 25年間保険料を納めたので年金を受ける資格ができました。もう納めなくてもよいでしょうか？

A たとえ、年金を受ける資格のある人でも、60歳になる前月まで保険料を納める義務があります。また、満額の老齢基礎年金を受けるためには、加入可能年数すべて保険料を納めなければなりません。

～加入可能年数が40年の人で最低の25年間保険料を納めた場合～

$$792,100\text{円} \times \frac{25\text{年}}{40\text{年}} \cong 495,100\text{円}/\text{年}$$

(満額)

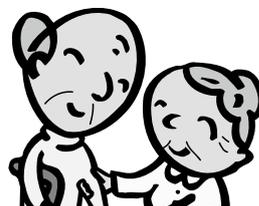
となります。

Q 国民年金は老後を迎えれば誰でも受けられるのでしょうか？

A 国民年金を受けるためには、20歳から60歳になるまで国民年金に加入して、原則として最低25年間保険料を納めなければなりません（免除・納付猶予期間を含みます）。しかし、60歳までに資格期間が満たせない場合でも任意で加入できる制度があります。

ワンポイント情報

保険料の時効 納期限から2年を過ぎると、時効により保険料は納められなくなります。保険料の納める方法などお困りのことがありましたら、問い合わせ先までご相談ください。



問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

鳥取年金事務所

☎27-8311